

配膳室等の整備等業務内容と提案方法について

募集要項等に対する質問で、配膳室等の整備等業務の内容とその提案方法について多くの質問を頂きました。本事業では、当該業務に関して提案方法、契約方法及び支払方法に関して例外的な取扱いをしているため、応募者の方々の誤解の無いよう考え方や具体的な提案方法等を下記のとおり示します。

基本的考え方

本事業では、配膳室等整備等業務として、配膳室等の調査・設計から整備・改修業務をPFI事業の範囲としております。これは、PFI導入に伴う工期短縮、民間ノウハウの活用や配送時の工夫等の効果を期待し、今回のような枠組みとしました。

しかし、改修対象となる配膳室等が48施設にも及び、その状態はいずれも異なります。それら各施設を細かく確認し、それぞれについて具体的な整備・改修方法に関する提案を応募者に求めることは、過大な負担になるとともに、市も審査で提案内容の妥当性を確認することができないため、本事業では、配膳室等の整備・改修方法に関して具体的な提案を求めないことを前提としています。

なお、配膳室等の整備・改修方法の内容決定に関する市と事業者との協議は、事業契約締結後に行います。当該業務に係る費用についても、その協議の際に確定します。

従って、提案書の提出段階では、配膳室等の整備・改修方法は未確定であるため、このような状況下で当該業務に係る提案価格を提出いただくことは不適切であると判断し、市が定めた金額を応募者共通の提案額として提出していただくこととしました。

業務内容について

配膳室等の整備・改修業務としては、主に次の業務を想定しています。ただし、全ての施設において下記業務の実施を想定している訳ではなく、施設ごとに必要となる業務のみを想定しています。

- ・ 進入路の拡幅・段差処理等
- ・ 荷受部の庇の設置、延長、改修
- ・ 荷受の開口部拡張等
- ・ 荷受けの開口部の床段差解消
- ・ 調理設備の撤去・処分
- ・ 調理室の床改修
- ・ 調理室の間仕切壁の撤去・改修
- ・ 手洗設備の設置
- ・ 網戸の新設
- ・ その他

保育園の配膳室等の改修について

保育園は、構造改革特別区域の認定（以下「特区認定」という。）を受けて給食の外部搬入を行うこととなります。

特区認定では、保育園の調理室（配膳室）に加熱、保存、配膳等の設備を整えることが条件になり、また、おやつ等の保存のための設備も必要になります。

また、次の保育園では、乳児（0歳児、1歳児）保育を実施しているため、離乳食の調理する器具が必要になります。

従って、保育園の配膳室の改修は、搬入後の動線を確認するため、必要な調理用器具の移動と不要な調理器具（回転釜、フライヤー等）の撤去（必要に応じて）となり、一部施設を残すことを前提とした改修となることにご留意ください。

[必要調理用器具等]

【特区認定関係】

- ・加熱：コンロ
- ・保存：冷蔵庫、冷凍庫、牛乳保冷庫
- ・配膳等：調理台、シンク、食器消毒保管庫

【乳児食関係】

- ・該当園：第一、漆田、赤羽根、福江、伊良湖岬
- ・調理器具：特区認定関係のほか、炊飯器、オーブン等の調理器具

提案方法

(1) 提案価格

提案価格は、募集要項別紙に示す 172,400 千円をサービス対価Cの「割賦元金」として提案してください。この金額を変更した提案は認めません。様式5-2に記載のサービス対価Cの「割賦元金」を変更せずに提案してください。

ただし、サービス対価Cの「割賦手数料（割賦金利）」については、その算定の前提となるスプレッドを提案の上、金利計算を行い提案してください。提案するスプレッドは、様式7-5の該当箇所に記載してください。スプレッドは提案時のものを用います。変更できません。従って、サービス対価Cの「割賦元金」の変動（市と事業者との協議による支払額の確定）に伴い、その「割賦手数料（割賦金利）」も変更（提案のサービス購入料Cの利率に基づき算定）となります。

(2) 様式8-7

先述のとおり、各配膳室等の具体的な改修・整備方法などの提案をして頂く必要はありません。様式8-7に定める下記3点についてご提案ください。

- 1．配膳室等の設計・整備業務の実施に係る基本的考え方
- 2．実施体制及びスケジュール
- 3．課題解決策

なお、様式 8 - 7 の作成にあたり、次の点に留意ください。

- 「1．配膳室等の設計・整備業務の実施に係る基本的考え方」
 - ・当該業務に対する取組姿勢、実施方針、体制構築の考え方、業務遂行の考え方等といった事業遂行に係る基本事項について記載してください。
- 「2．実施体制及びスケジュール」
 - ・市から提示している情報及び要件に基づき、当該業務を遂行するために応募者が必要と考える実施体制をご提案ください。なお、実施体制に係る提案内容は、事業遂行の前提となります。
 - ・市から提示している情報を前提とした場合に想定される業務着手から引渡し（配膳室等全施設）までのスケジュールをご提案ください。ただし、各施設の整備・改修工事の予定を具体的に明示して頂く必要はありません。「小学校単独」「小学校共同調理」「中学校単独」「中学校共同調理」「保育園単独」「保育園共同調理」の6つのカテゴリーに分類してご提案ください。
- 「3．課題解決策」
 - ・提示の課題は、特定の配膳室等を指しているものではありません。従って、課題解決策も特定の配膳室等を対象とせず、ご提案ください。
 - ・なお、提案いただく課題解決策は、上記の実施体制及びスケジュールと整合のある内容としてください。

「配膳室等の設計・整備等業務」に係る審査では当該様式に記載をお願いしている内容に関してのみ評価を行います。

提案価格と支払額の関係

募集要項別紙 1（及び様式 5 - 2）に示す金額（172,400 千円）は提案のためのものであり、実際の支払いは、事業契約締結後に市と事業者との協議により定められる業務内容を基に算定した金額（業務遂行に要する費用）がサービス対価 C の割賦元金になります。なお、募集要項の提示額（172,400 千円）を上限金額とすることを原則として市と事業者との協議を行い、業務内容及び金額を調整することになります。

要求水準書には「業務に要した実費を市が支払う」と記載させていただいておりますが、割賦元金に相当する金額は、遅くとも設計完了後までには市と事業者との協議により確定することを予定しており、整備・改修業務は当該確定金額を前提に実施することとなります。

従って、整備・改修後に要した経費を際限なく支払うわけではなく、また業務完了後に精算するものでもありません。

提案価格の前提条件の内訳

提案価格の前提条件である 172,400 千円には、調査・設計業務（工事監理業務含む）と「 」で示した整備・改修業務の費用が含まれています。

そのうち、調査・設計業務に要する費用（工事監理業務含む）が約 3 ～ 4 割、整備・改修業務に要する費用が約 6 ～ 7 割です。

以上